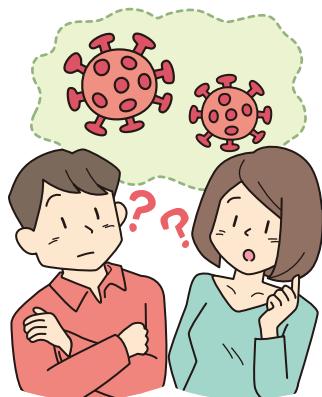


病気を理由に人を差別したり、 社会から排除したりすることは絶対に許されません。 大切なのは「正しい知識と理解」です。

私たちは誰もが、自由に人間らしく生きる権利を持っています。しかし、感染症や難病などに対する理解や認識が十分でないことによる偏見や差別が存在しています。

例えば、ハンセン病や、今現在世界中で拡大傾向にある新型コロナウイルス感染症などの感染者やその家族、また医療従事者やその他関係者に対しても誹謗中傷や不当な差別的な扱い等が起きています。

このようないわれなき人権侵害が生まれる理由は何なのか。差別や偏見を無くすためにできることについて考えてみましょう。



ハンセン病を知っていますか

ハンセン病は、らい菌が主に皮膚と末梢神経を侵す慢性の感染症です。1873年(明治6年)ノルウェーのアルマウェル・ハンセン医師が「らい菌(細菌)」を発見したことから、今日では「ハンセン病」と呼ばれています。

発病した人の中には、手足などの末梢神経や皮膚がおかされることもありますが、病原性は非常に弱く、きわめて発病しにくいことがわかっています。また、早期発見・適切な治療で後遺症もなく完治する病気なのです。

ハンセン病の歴史(抜粋)

- 1873年(明治6年) ノルウェーのアルマウェル・ハンセン医師によって「らい菌(細菌)」が発見された。
- 1907年(明治40年) 「**癞予防ニ関スル件**」公布。患者の届出や隔離について規定したもの。
- 1930年(昭和5年) 日本最初の国立ハンセン病療養所「**長島愛生園**」が開園。
- 1931年(昭和6年) 「**癞予防法**制定」。これにより在宅患者も強制的に療養所へ入所せられる「無癞県運動」が進められた。
- 1953年(昭和28年) 「**らい予防法**制定」。「癞予防法」を改正した法律で強制入所、就業禁止、通告義務、外出禁止などを規定したもの。
- 1996年(平成8年) 「**らい予防法の廃止に関する法律**」制定。
見直しが遅れたことなどについて厚生大臣が初めて謝罪。
- 1998年(平成10年) 熊本地裁に2施設の入所者ら13人が「**らい予防法違憲国家賠償請求訴訟**」を提起。
- 2001年(平成13年) 「**らい予防法違憲国家賠償請求訴訟**」で原告勝訴の判決。政府として控訴しないことを表明。これをきっかけに新たに補償を行う法律ができる。
- 2002年(平成14年) 全国50の新聞紙上に厚生労働大臣名で謝罪広告掲載。
国立ハンセン病療養所等退所者給与金事業開始。
- 2009年(平成21年) 「**ハンセン病問題の解決の促進に関する法律**」が施行。
- 2016年(平成28年) ハンセン病患者の強制隔離政策に伴い、差別を受けたり、家族を分離された元患者の家族らが国に違憲国家賠償請求訴訟を熊本地裁に起こした。
- 2019年(令和元年) 「**ハンセン病家族国家賠償請求訴訟**」の判決により、国の責任と賠償が認められた。
- 2019年(令和元年) 「**ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律**」施行。



▲国立療養所長島愛生園
(写真:国立療養所長島愛生園HPより)

